

第353回矢板市議会臨時会

報告事項説明書

平成30年11月

矢 板 市

報 告 事 項 説 明 書

第353回矢板市議会臨時会に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 市長の専決処分事項報告については、平成30年4月13日、栃木県矢板市荒井■■■■■■において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を335,976円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 す い)

(専決処分)

- 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

以下省略